

1 府 2 県に 「まん延防止等重点措置」

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長＝菅義偉首相）は 4 月 1 日に会合を開き、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関して、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を公示した。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域は、宮城県、大阪府、兵庫県。まん延防止等重点措置を実施すべき期間は、4 月 5 日から 5 月 5 日まで。

また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」も一部改訂した。

対処方針では、重点措置区域の都道府県に対し、以下の取り組みを求めている。

- ▼感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事が定める期間および区域において、飲食店に対する営業時間の短縮（20 時まで、酒類の提供は 11 時から 19 時まで）の要請を行う。
- ▼地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、重点措置を講じるべき区域以外の地域において、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。
- ▼いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請する。
- ▼地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置または利用者の適切な距離の確保等）」等について飲食店に対して要請を行う。
- ▼不要不急の外出自粛を徹底することおよび施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、別途通知する飲食店等以外の令第 11 条第 1 項に規定する施設（特に大規模な集客施設）についても、営業時間や入場整理等について同様の働きかけを行う。
- ▼業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行う。その際、ガイドラインを遵守していない飲食店等については、個別に要請を行うことを検討する。
- ▼上記の各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内のすべての飲食店等に対して実地に働きかけを行う。

- ▼上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。併せて、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することや、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うことを検討する。
- ▼都道府県知事が定める期間および区域で行われる催物（イベント等）について、主催者等に対して、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った開催の要請等を行う。
- ▼事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等をさらに徹底するよう働きかける。
- ▼措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、高齢者施設や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、検査前確率が比較的高いと考えられる場所等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行う。
- ▼病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行するとともに、感染者急増時の緊急的患者対応への切り替えに向けた準備（医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等）を行う。

医療情報②
厚生労働省
AB

変異株の影響抑える対策への 取り組みを

厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード」（座長＝脇田隆字・国立感染症研究所長）は3月31日に会合を開き、直近の感染状況等の分析と評価について取りまとめた。

感染状況について、全国の新規感染者数は、報告日ベースでは、3月上旬以降増加が続いており、直近の1週間では10万人あたり約10人。

実効再生産数は、全国的には、1月上旬以降1を下回っていたが、2月下旬以降1を超えており、3月14日時点で1.06となっている。この時点で1都3県、愛知・岐阜、福岡では1を下回っているが、大阪・兵庫・京都では1を上回る水準となっている。

先行して緊急事態措置が解除された大阪・兵庫で再拡大が起こり、特に大阪は宣言解除後から夜間滞留人口の増加が続き、20～30代の感染者が増加。変異株の報告も増加しており、今後も感染拡大が予想されるとしたほか、人の移動に伴う変異株の他地域への流出をできるだけ防ぐことが求められるとした。

首都圏は1都3県全体で見ると微増傾向だが、東京では宣言解除の2週間前より20時以降の夜間滞留人口が増加し、解除後さらに急増。若年層の感染者の割合も高く、今後の感染急拡大が懸念されるとした。

さらに、感染源やクラスターの発生場所が多様化（大人数の宴会や日中の会食など）し、感染者数も多く、匿名性が高いため、感染経路が不明な例も多いと指摘した。

その他の地域では、宮城、山形、沖縄で若年～中年層を中心とした感染拡大が見られ、3県とも実効再生産数が1以上を継続しており、今後も感染拡大が続く懸念があるとした。

必要な対策としては、感染が増加している地域では、効果的な感染抑制のための取り組みが必要と指摘。飲食店に対する適切な時短要請や外出自粛要請、検査を遅滞なく実施できる体制の拡充、濃厚接触者および感染源の迅速な調査などの対策を挙げた。

そのうえで、さらなる感染拡大に対応するための医療提供体制や公衆衛生体制の確保が必要で、国から必要な支援を行うよう求めた。

一方、これまで大きな感染拡大が無かった地域でも、急速な感染拡大が生じる可能性があるとし、実際に感染拡大が生じた場合を想定して、相談・検査体制、病床・宿泊療養施設の確保、自宅療養を含めた調整体制、全庁的な応援態勢の確保、都道府県と保健所設置市の連携体制等の必要な準備ができているか、改めて確認し、備えておくよう求めている。

N501Yに変異のある変異株については、その影響がより大きくなっていくことを踏まえ、その影響を抑えるための対応を求めた。

変異株対策パッケージも踏まえ、以下などの推進が必要とした。

- ①水際措置の強化の継続
- ②国内の変異株のサーベイランス体制の早急な強化
- ③変異株感染者の早期検知、積極的疫学調査による濃厚接触者および感染源の特定や速やかな拡大防止策
- ④変異株の感染性や病原性等の疫学情報についての評価・分析（N501Y変異以外のE484Kなどの変異を有する変異株についても実態把握を継続）と正確な情報の発信
- ⑤検体や臨床情報等の一体的収集・解析等の研究開発

併せて、変異株に関する入院時の扱いや退院基準等医療提供体制や公衆衛生体制での取り組みのあり方について早急に検討するよう求めている。

COVID-19 変異株患者、 宿泊療養も可に

厚生労働省は 3 月 31 日付で、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップおよび SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報および検体送付の徹底について」を一部改訂し事務連絡した。事務連絡は、以下の 4 項目。

- ① 新型コロナウイルス変異株流行国・地域に該当する入国者の方々に対する健康フォローアップについて
- ② 新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について
- ③ 変異株の患者および当該患者に対する入退院・積極的疫学調査について
- ④ 変異株事例における HER-SYS の活用について

このうち③では、これまで原則として入院とされてきた、以下について、「地域の感染状況等に応じて、医師が入院の必要がないと判断した無症状病原体保有者や軽症者については、宿泊療養施設において丁寧な健康観察が行うことができる場合には、そのような取り扱いとして差し支えない」としている。

- ▼ 新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者であって、無症状の場合も含め新型コロナウイルス感染症患者および疑似症患者
- ▼ 過去 14 日以内に新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者の濃厚接触者である新型コロナウイルス感染症の患者等および疑似症患者
- ▼ 変異株であることが確定した患者等
- ▼ 確定患者等の濃厚接触者である新型コロナウイルス感染症の患者等および疑似症患者
- ▼ その他変異株であると疑うに足りる正当な理由のある新型コロナウイルス感染症の患者等および疑似症患者

確認・点検しておくべき 事項を事務連絡

厚生労働省は 3 月 30 日付で、「急激な感染拡大に備えて現時点で速やかに確認・点検すべき事項について」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の急激な感染拡大を経験していない自治体を念頭

に、現時点で直ちに確認・点検しておくべき事項を、以下のように取りまとめた。

- (1) 受診・相談センターの回線数を速やかに増加させる準備は整っているか。診療・検査医療機関が適切に機能し、検査結果を速やかに得る手はずは整っているか。濃厚接触者の検査について、外部委託の活用を含め、速やかに実施するための検体採取場所（アクセス面も考慮）や人材の確保、検査機関への委託は整っているか。
- (2) 保健所の人員増と体制整備について、国や全国知事会等への支援要請に先立って、厚労省から送付している専門人材派遣（IHEAT）の登録者名簿から、すぐに対応いただける方との調整や非常勤職員としての任用手続を済ませているか。体制拡大時の業務マニュアル等の準備、物品・作業場所等についての事前の検討はできているか。
- (3) 医療従事者の確保を含め、現在の感染状況に対して必要な病床分が確実に即応病床となっているか。確保病床について、都道府県の要請を受け、1週間程度（遅くとも2週間程度）を目途に即応病床とできる状況となっているか。そうならない場合、衛生主管部局はむろん、必要に応じて直接知事、副知事等から医療関係者や管内の病院長に直接強く働きかているか。
- (4) 感染増加の状況を踏まえ、概ね2～3週間後の新規感染者や入院者の推計を行い、医療関係者と共有しているか。
- (5) 病床の不足が見込まれる場合、真に入院が必要な感染者のみが入院するように判断する基準や判断者が明確で、保健所や医療関係者と共有され、運用できるようになっているか。回復患者の速やかな受け入れについて、地域の医療関係者に協力が得られるようになっているか。
- (6) 現在の感染状況に対して宿泊療養施設は十分に確保されているか。また、健康観察を行う看護師・保健師の選任や、清掃事業者・食事の手配、宿泊療養施設の増設に向けたホテルとの協定の締結などの準備は済んでいるか。
- (7) 自宅にとどまらざるを得ない方が増加した場合、重症化リスクが相対的に高い方を優先的に宿泊療養施設に入所させる仕組みを整えているか。自宅へのパルスオキシメーターの配布を含め、保健所からの電話や通信手段による健康観察が適切に行われる体制を整えているか。
- (8) 入院先の決定を都道府県調整本部で一括して実施、災害医療コーディネーター等の医師が都道府県調整本部に参画する等の体制強化や、入院・療養調整業務に係る体制を臨時的に増強するための本庁職員等の応援の大幅な拡充等、入院・療養調整の体制が確保されているか。
- (9) 知事、市長に対して、COVID-19の発生状況と今後の患者数の見込みに関する正確な情報を衛生主管部局が直接報告する機会が毎日確保されているか。

(10) 政令市・中核市・保健所設置市が区域内にある都道府県では、知事とこれらの市長が直接意見・情報の交換を行う機会が確保され、都道府県による支援が速やかに行われ、またこれらの市が支援を円滑に受け入れているか。

医療情報⑤
厚生労働省
事務連絡

ワクチン接種後に COVID-19 診断、調査に協力を

厚生労働省は 3 月 31 日付で、「ワクチン接種後に新型コロナウイルス感染症と診断された症例に関する国立感染症研究所による医療機関に対する積極的疫学調査への協力依頼について（周知）」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

事務連絡では、新型コロナウイルスワクチンを接種後に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と診断された症例が報告されていると指摘。「接種後に感染した者の疫学的実態は明らかではないことが多いため、積極的疫学調査を国立感染症研究所において医療機関に対して実施」するとしている。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項の規定による発生届は、新型コロナウイルスワクチン接種歴（ワクチンの種類、接種年月日等）を記入することになっている。

ワクチン接種歴は、ワクチン接種歴のある発生届の必要な COVID-19 の患者等の事例すべてについて HER-SYS への入力が必要で、接種年月日を問わない。

1 回目のワクチンを接種してから 14 日以上経過して診断された症例については、呼吸器検体（喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、唾液）を感染研に送付するよう求めている。

医療情報⑥
厚生労働省
事務連絡

ワクチン接種の予診で事務連絡 ～3 月 31 日付で、都道府県に宛てて連絡

厚生労働省は 3 月 31 日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について」を、都道府県に宛てて事務連絡した。

新型コロナウイルスワクチンの接種に際しては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2.1 版）」で示しているように「予防接種の前には、接種実施医療機関等及び接種施設において、問診、検温および診察を接種前に行い、予防接種を受けることが

適当でない者または予防接種の適否の判断を行う際に注意を要する者に該当するか否かを確認すること」とされている。

問診、検温および診察に際して、予診票確認（記入の補助含む）については、医師だけでなく看護師や事務職員等も担当することができる」と指摘。「なかでも予診票が正確に記入されていることで、接種不適合者であることの確認が容易となることから、看護師や事務職員等が、医師の問診に先立って、できる限り予診票の確認を行うことにより、効率的かつ効果的な問診となる」としている。

医療情報⑦
4月4日
現在

国内の COVID-19 重症者、 431 人に

厚生労働省のまとめによると、日本国内の新型コロナウイルスへの感染状況は、4月4日零時時点で、前日より2768人増えて、合わせて48万2867人となった。このうち、チャーター便による帰国者が15人、空港等検疫が2428人、国内事例が48万424人。国内の死者は、前日から8人増えて9221人となった。すでに退院している人は、前日より1533人増えて45万624人となった。入院治療を要する2万2619人のうち、人工呼吸器装着または集中治療室に入室している重症者は、前日から23人増えて431人だった。

4月2日までの国内（国立感染症研究所、検疫所、地方衛生研究所・保健所等）のPCR検査の実施件数は1048万1452件だった。4月4日零時時点での都道府県別の感染者数は、東京都が12万2347人（死亡1776人）で最も多く、次いで大阪府の5万4096人（死亡1191人）、神奈川県が4万8466人（死亡787人）、埼玉県の3万3272人（死亡703人）、千葉県の2万9929人（死亡574人）などとなっている。

■感染者100万人超、23カ国に拡大

厚労省のまとめ(図表)によると、4月4日15時時点の世界の新型コロナウイルスへの感染状況について、米国では感染者が3067万人あまりに達した。死者数は約55万5000人となった。ブラジルでは、感染者が約1295万人に達し、死亡者は約33万人。

インドでは感染者数が約1239万人、死者は約16万4000人。このほか感染者が100万人を超えているのは、フランス、ロシア、英国、イタリア、トルコなどの合わせて23カ国に拡大、10万人を超えているのは日本を含め、合わせて87の国と地域。感染者が1万人を超えているのは140の国と地域だった。

ヨーロッパでは、フランスで感染者が約480万人に達したほか、ロシアでは約452万人、英国で約437万人となっている。イタリアで約365万人、スペインで約330万人、ドイツ

では約 289 万人となった。さらに、ポーランドで約 242 万人、ウクライナで約 178 万人、チェコで約 155 万人、オランダで約 132 万人となった。中南米では、ブラジルのほか、コロンビアで約 244 万人、アルゼンチンで約 238 万人、メキシコで約 225 万人、ペルーで約 157 万人、チリで約 102 万人の感染が確認されている。

アジアでは、インドのほかインドネシアで感染者が約 153 万人となったほか、フィリピンで約 78 万人、パキスタンで約 69 万人、バングラデシュで約 63 万人などとなっている。

中東地域では、イランで感染者が約 192 万人となったほか、イラクでも約 87 万人となっている。アフリカ諸国では、南アフリカで感染者が約 155 万人に達した。

また、モロッコで感染者が約 50 万人となっている。

(図表)国別の感染者・死亡者の状況

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
米国	30,671,844	554,779	イラク	868,200	14,430
ブラジル	12,953,597	330,193	イスラエル	834,070	6,236
インド	12,392,260	164,110	ポルトガル	823,142	16,875
フランス	4,802,545	96,439	スウェーデン	813,191	13,498
ロシア	4,520,879	98,363	フィリピン	784,043	13,423
英国	4,371,393	127,068	パキスタン	687,908	14,778
イタリア	3,650,247	110,704	ハンガリー	679,413	21,504
トルコ	3,445,052	32,078	バングラデシュ	630,277	9,213
スペイン	3,300,965	75,698	ヨルダン	626,875	7,130
ドイツ	2,886,029	77,010	セルビア	614,365	5,422
コロンビア	2,437,197	63,932	スイス	605,342	10,351
ポーランド	2,415,584	54,737	オーストリア	556,012	9,434
アルゼンチン	2,383,537	56,106	モロッコ	497,832	8,842
メキシコ	2,249,195	204,011	レバノン	477,113	6,379
イラン	1,920,394	62,999	アラブ首長国連邦	468,023	1,504
ウクライナ	1,783,169	35,729	サウジアラビア	392,009	6,690
ペルー	1,573,961	52,625	スロバキア	364,622	9,948
南アフリカ	1,551,501	52,954	パナマ	356,073	6,131
チェコ	1,549,734	26,867	ブルガリア	352,259	13,507
インドネシア	1,527,524	41,242	マレーシア	349,610	1,286
オランダ	1,316,913	16,766	エクアドル	333,175	16,929
チリ	1,019,478	23,524	ベラルーシ	326,065	2,276
カナダ	1,005,296	23,038	カザフスタン	303,922	3,240
ルーマニア	970,224	23,973	ジョージア	283,369	3,804
ベルギー	897,474	23,130	クロアチア	278,650	6,025